

市民 1 人当たりの市税負担額と支出額

平成 28 年度一般会計当初予算を、平成 28 年 2 月末日現在の市の住民基本台帳人口 (32,639 人) で、市民 1 人当たり換算してみます。歳入のうち、「市税」を市民 1 人当たり換算すると、96,803 円の負担となります。また、ふるさと納税寄附積立額を除いた歳出について市民 1 人当たり換算すると、651,062 円の支出となります。

市民 1 人当たりの税負担額と支出額とは、554,259 円の差があります。この差額の大部分が「地方交付税」や国及び県からの支出金等で賄われることとなります。

市民 1 人当たりの市税負担額 96,803 円	
<p>◆固定資産税 49,130 円 土地、家屋及び償却資産の所有に係る税金です。</p>	<p>◆市民税 34,391 円 個人の前年の所得に係る税金及び法人の所得に係る法人税を基礎として課税される税金です。</p>
<p>◆軽自動車税 3,784 円 原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車に係る税金です。</p>	<p>◆市たばこ税 9,498 円 たばこ製造業者、特定販売業者、卸販売業者が市内の小売販売業者へ売り渡した、たばこに係る税金です。</p>

市民一人当たりへの支出額 (目的別) ※主なものを抜粋 651,062 円

<p>◆総務費 80,120 円 職員管理、庁舎・財産管理、選挙、戸籍及び市税の賦課・徴収等行政運営全般に要する経費です。</p>	<p>◆公債費 79,246 円 市の借金の返済に要する経費です。</p>
<p>◆民生費 221,933 円 子どもや高齢者、障がいのある人などへの福祉関係全般の事業に要する経費です。</p>	<p>◆農林水産費 45,058 円 農業、畜産業、林業及び水産業等の振興のための事業に要する経費です。</p>
<p>◆消防費 19,452 円 火災や風水害等の災害から市民の生命と財産を守るために要する経費です。</p>	<p>◆衛生費 38,635 円 保健衛生や環境等健康で衛生的な生活環境を送るために要する経費です。</p>
<p>◆土木費 48,492 円 道路、橋、河川及び公園等住環境を整備するために要する経費です。</p>	<p>◆教育費 56,561 円 学校、体育施設の整備や、教育、生涯学習、文化及びスポーツ等の振興のために要する経費です。</p>

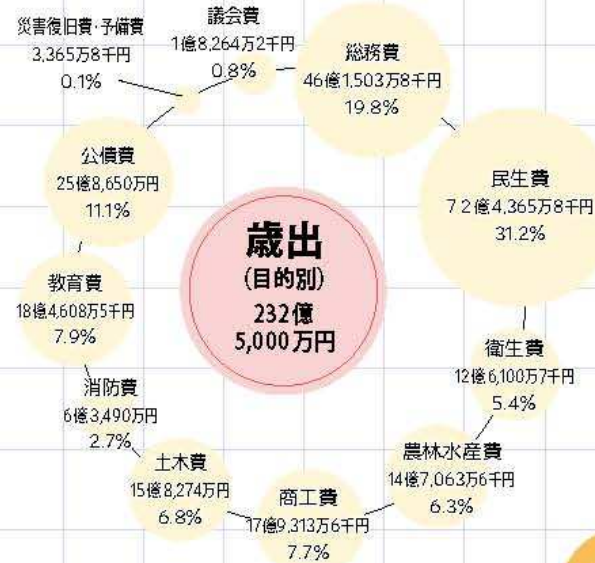
市民一人当たりへの支出額 651,062 円 - 市民 1 人当たりの税負担額 96,803 円 = 差額 554,259 円

平成 28 年度 当初予算編成にあたって

経済情勢や国、県の厳しい財政状況を踏まえ、平成 28 年度当初予算におきましては、引き続き行政改革に積極的に取り組みながら、選択と集中により効果的な行政運営とするため、継続的な普通建設事業、早期実施が必要と判断した防災対策、健全な行政運営に必要な自主財源の確保を目的としたふるさと納税に関する事業等について予算計上しました。志布志市の将来像である、『やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち』の実現に向けて、『志のあふれるまち』をまちづくりの基本理念として、『共生・共働・自立の社会づくり』を更に推進するとともに、住民サービスを堅持しながら、持続可能な財政基盤の確立に努めます。



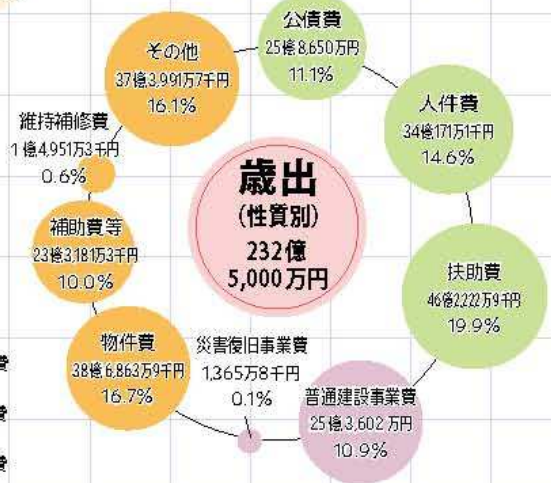
一般会計【歳出】



目的別に歳出を見てみますと、「民生費」が全体の 31.2% を占めています。これは、子育て支援や高齢者及び障がい者等福祉全般に関する経費で、子どもから高齢者まで安心して暮らせる福祉のまちづくりに活用されます。次に「総務費」で全体の 19.8% を占めています。これは、職員管理、庁舎・財産管理、選挙、戸籍及び市税の賦課・徴収等行政運営全般に要する経費です。また、ふるさと納税寄附金による積立金も「総務費」に含まれます。次に多いのが「公債費」で全体の 11.1% を占めています。これは、市債の元金・利子返済に要する経費です。

性質別に歳出を見てみますと、法令等により支出が義務づけられ、任意に削減及び圧縮等ができない経費である「義務的経費」が全体の 45.6% を占めています。次に、将来に向けた資産形成を行うための経費で、学校及び道路等将来に残されるものに支出される「投資的経費」が全体の 11.0% であり、「その他の経費」は 43.4% となっています。

- 義務的経費 45.6% : 法令等により支出が義務づけられた経費
- 投資的経費 11.0% : 将来に向けた資産形成を行うための経費
- その他の経費 43.4% : 義務的経費及び投資的経費以外の経費



用語説明

- ▲歳入
- ▲歳出
- ▲税外収入…自主財源のうち、市税を除いたもので、財産収入や使用料・手数料、寄附金など
- ▲地方交付税…市などが行政サービスを提供するために、国が一定の基準で配るお金
- ▲市債…市の借入金(借金)で返済に 1 年以上かかるもの
- ▲国庫支出金・県支出金…市が行う特定の事業に対して国又は県から交付されるお金
- ▲その他…地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特別交付金などの合計額

- ▲人件費…報酬や給与など
- ▲公債費…市債の返済に使われたお金
- ▲扶助費…高齢者、児童、心身障がい者などに行う支援のための経費
- ▲普通建設費…道路や公共施設の建設・増設に必要なとされる経費
- ▲物件費…賃金や旅費、交際費、費用などの経費
- ▲補助費等…市から他の団体などに対して行政上の目的で支払う経費
- ▲維持補修費…道路や公共施設などを管理するために必要な経費
- ▲その他…積立金、投資及び貸付金、貸付金、繰出金、予備費の合計